

別紙 1

会長表彰に関する看護功労者表彰規程

第 1 条 この規程は福島県看護協会会長表彰に関する看護功労者表彰等について定める。

第 2 条 表彰区分及び表彰基準は次のとおりとする。

1 看護団体活動功労者表彰

会員であって看護団体活動歴（県協会及び支部役員等）が継続 6 年以上で、特にその功績が顕著な者。ただし、現職として協会及び支部役員等に在籍している場合は、当該年度の表彰者から除外する。

2 優良看護(永年)職員表彰

会員であって会員歴が 20 年以上、年齢 50 歳以上で 30 年以上看護業務に精励し、社会への貢献度が高い者。

3 優良看護補助者表彰

年齢が 45 歳以上で 20 年以上看護補助者として職務に精励し、他の模範となる者。

第 3 条 推薦方法

1 看護団体活動功労者表彰は常務理事会及び各支部からの推薦とする。

2 優良看護(永年)職員表彰及び優良看護補助者表彰は県内各施設からの推薦とする。

第 4 条 選考は常務理事会の審査結果に基づき会長が決定する。

第 5 条 表彰は、看護功労者表彰式にて行う。

第 6 条 この規程の改正は、常務理事会の議決を得るものとする。

附 則

この規程は、平成 6 年 2 月 2 日から施行する。

平成 7 年 2 月 25 日一部改正

平成 8 年 2 月 23 日一部改正

平成 14 年 3 月 23 日一部改正

平成 17 年 4 月 19 日一部改正

平成 18 年 11 月 24 日一部改正

この規程は平成 20 年 10 月 28 日に一部を改正する。(第 3 条 1 項と第 4 条の「理事会」を「常務理事会」にし、第 6 条追加)

平成 24 年 12 月 6 日一部改正 (優良看護職員の会員歴を条件に追加し、看護助手を看護補助者に変更)

この規定は平成 25 年 7 月 4 日に一部を改正する (協会名改正)

平成 27 年 1 月 10 日一部改正 (第 5 条を総会開催時から表彰式開催時に変更)

この規程は、令和 4 年 8 月 4 日に一部改正し、同日から施行する。(第 2 条第 1 号に但し書きを追加)